

原単位の改善のための取組に関する状況【2025年度提出分(2024年度実績)】※非特定事業者用

公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団

銘柄コード	
法人番号	5400005005180

日本標準産業分類	コード	項目名
中分類	80	娯楽業
細分類 (申請事業)	8041	スポーツ施設提供業(別掲を除く)
エネルギー管理統括者	【役職】 【氏名】	

エネルギー総使用量	27,510	GJ	710	kℓ
前年度エネルギー 総使用量				
非化石エネルギー 総使用量		GJ		kℓ
調整後温室効果ガス 排出量	t-CO ₂			

【エネルギーの使用の合理化】

主たる事業における エネルギー消費原単位 ※注 (2024年度実績)			原単位母母		
	主たる事業 の構成割合				
			%		
事業者全体の エネルギー消費原単位 対前年度比	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業者全体の 5年度間平均原単位変化(%)					

※主たる事業は、必ずしもエネルギー消費量の多寡で決定されるものではなく、日本標準産業分類の考え方に基づき各事業者が決定したものを。

【電気の需要の最適化】

主たる事業における 電気需要最適化評価原単位 (2024年度実績)	原単位母母				
DR実施日数					
事業者全体の 電気需要最適化評価原単位 対前年度比	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
事業者全体の 5年度間平均原単位変化					

【ベンチマーク指標の状況(合理化)】

ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分		
目指すべき水準	kℓ/t以下	
ベンチマーク指標の状況		
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	
ベンチマーク区分	-	-
目指すべき水準	-	
ベンチマーク指標の状況	-	

【調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた隠匿排出削減量等の量】

種別	合計量			
Jクレジット	t-CO ₂			
-	t-CO ₂			
-	t-CO ₂			
-	t-CO ₂			

【非化石エネルギーへの転換】

電気の非化石比率	事業者全体で使用する電気				
目標(2030年度)	44.0%				
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
					28.7
目安設定業種					
目安(2030年度)					
目標(2030年度)					
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
目安設定業種	-				
目安(2030年度)	-				
	-				
目標(2030年度)	-				
直近5年度間の実績値	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
					-

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定量指標)】

【取組の概要:業界の事情等を考慮した取組について(定性的事項)】

1. エネルギーの使用の合理化に関する事項

当事業団は、昭和60年の法人設立以来、県営体育施設等や県立青少年の家の管理運営を岩手県から受託している法人である。平成18年度の指定管理者制度の導入以降も、引き続き、岩手県から指定管理者として指定を受けており、施設の管理運営に当たっては、環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行するため、「公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団環境マネジメントシステム」をさだめ、二酸化炭素排出量の削減等の取組みを進めている。また、当財団で管理しているすべての事業所(10事業所)については、岩手県が地球温暖化を防止するための施策の推進を図るため、二酸化炭素の排出の抑制のための措置を積極的に講じている事業所を認定している「いわて地球環境にやさしい事業所」に認定されているところである。

2. 非化石エネルギーへの転換に関する事項

エネルギー供給構造高度化法では、日本国内の各電気事業者に対して、各社が供給する電力量に占める非化石電源に由来する電力量の比率を2030年度までに44%以上とすることを目標として定めている。当事業団の令和6年度の非化石率は28.7%であるが、岩手県からの指定管理料の措置状況等を勘案しつつ、非化石エネルギーへの転換について取り組んでいくこととする。

【取組の概要:カーボンニュートラルに向けて】

1. 自由記述欄(カーボンニュートラルの実現等に資する事業者独自の取組や革新的技術に係る研究開発等の取組について)

2. 関連リンク

(注意事項)

- ・赤枠囲み欄は必須記載です。
- ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第37条第1項の規定による、賦課金に係る特例の適用を受ける期間においては、情報の公表を継続する必要があります。